

市内有権者58,037人

基本選挙人名簿確定

鳥取市選挙管理委員会では昨年9月15日現在で調整した「基本選挙人名簿」を統算に供した上記の12月20日でこれを確定しました。

これによりますと、市内登録者は58,037人で、うち男26,428人、女31,609人となっており、の方が5,181人も多くなっています。

各投票区毎の登録されている有権者数一覧表は次の通りであります。

(市選管事務局)

名簿登録者数一覧表 31.9.15調製 31.12.20確定

投票区	校	男	女	計
1	通久	1,372	1,863	3,235
2	喬松	1,587	1,976	3,563
3	夙立	2,456	2,896	5,352
4	修日	1,788	2,244	4,032
5		2,409	3,132	5,541
6	明富	1,509	1,873	3,382
7	稻葉	1,435	1,725	3,160
8	山	1,555	1,888	3,443
9	"	194	215	409
10	中ノ郷	350	364	714
11	"	220	281	501
12	美	839	1,028	1,917
13	保	273	312	585
14	賀	614	720	1,334
15	"	694	812	1,506
16	西倉	535	532	1,067
17	"	522	611	1,133
18	影田	315	336	651
19	千代	515	593	1,108
20	水正	664	745	1,409
21	"	92	107	199
22	美大	655	703	1,358
23	穂和	408	431	839
24	"	60	68	128
25	湖山	834	1,012	1,846
26	松保	371	430	801
27	豊東	124	144	268
28	"	485	531	1,016
29	実郷	264	298	562
30	"	50	57	107
31	神戸	103	113	216
32	戸	126	143	269
33	新	260	288	548
34	末恒	176	204	380
35	"	297	349	646
36	"	126	146	272
37	郷	74	73	147
38	大	83	110	193
39	"	202	231	433
40	"	97	113	210
41	吉岡	411	510	921
42	明治	92	108	200
43	明	235	267	502
44	"	148	171	319
45	"	191	210	401
46	"	25	29	54
47	里岡	48	55	103
48	"	458	518	976
49	米吉	37	44	81
合	市	17,345	21,329	38,674
新合	市	9,083	10,280	19,363
	計	26,428	31,609	58,037

漁調有権者 1,183人

=漁調委選名簿も確定=

鳥取市選挙管理委員会では、去る12月20日で鳥取市漁業調整委員会委員選挙人名簿を確定しましたので各区の男女別登録者数を次の通りおしらせ致します。

(市選管事務局)

昭和31年9月15日現在調製
鳥取海区漁調委選挙人名簿
登録者数一覧表 (昭和31.12.20)

海区	男	女	計
賀	四	83	116
澤	五	109	124
六	236	283	519
計	423	523	951
末	伏白	62	58
恒	見津	11	2
	小三	26	25
	計	48	48
	総計	147	85
	総計	575	608
	1,183		



鳥取市消防長

今村 一二

無火災都市めざして

ねばなりません。

治二区 西垣安喜男(瓦町) 中田敏一(松並町) 萩原三郎(瓦町) 安養寺豊(梶川町) 沖野

治町) 中田敏一(松並町) 岩井栄(松並町) 大北甚

豊(東吉成) 下田惣一(越

川下貞良(朝月) 岸

本治(上味野) 坂本保夫(古海)

治町) 田中二良(吉方町) 川口信治(湖山町) 村尾

小島義平(吉岡温泉町) 畠景明(本高) 山内博美(岩

郡宇倍野村) 田中久

那和次郎(吉岡温泉町) 高川下貞良(朝月) 岩村正雄(松並町) 田中龜治(上味野) 岸

吉(西里仁) 小倉豊(上

治町) 田中二良(吉方町) 村尾

民老若男女を問わず一齊

花も散ってしまうでしょ

う。昭和三十二年/恰か

りまして意を強うしてい

る次第であります。

ところか、この芽は一瞬

に火災予防のため

云い換えれば火災予防

の直接的実行者及び出火

の場合の第二課、第三課

ためではないのであります。

して、事実このよ

うな考

えが徹底している町内か

れは私共が責任を免れる

附和雷同は禁物

署取鳥

// 雜踏事故の防ぎ方 //

心の浮きたつ新春を迎えると初詣、年賀をはじめ映画見物、散歩等どこでも外出される方が多くなり、交通機関や盛り場は相当混雑する。本県では幸にしてこれまで雜踏による大きな事故は起きておりませんが、全国的に見ますと、ここ二三年来新春に起つた慘事のうちでも、一昨年の1月2日皇居参賀の二重橋事件では死者九名、一年前の元旦早詣、新潟県鶴岡神社では一二四名の死者を出しています。社会環境の安定に反比例してこのよくな事故の多くなる傾向があります。以下雑踏事故の防ぎ方について申上げましよう。

整理員の指示に従いましょう。以下雑踏事故の多くなる傾向があります。以下雑踏事故の防ぎ方について申上げましよう。

春特に正月はみんなが浮き浮きしています。警察では年末以来、交通や雑踏の整理、スリ、けんか等の特別警戒に当りますが、何分限られた人員で、しかも大勢の整理に当つたり、また一

第二十二回国会に於て、銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律が成立して、去る昭和31年7月4日法律第五一号を以て公布され、同年10月1日から施行になりました。今回の法律改正は、最近飛出しナイフやあ

いぐちが傷害、恐かつてののみならず強盗、殺人等の兇悪罪に使用される事例が相当見受けられ、不良少年間におかがわれますので、これららの弊害を除くた

めに、従来の拂拂の制限だけでは充分でないと認められますので、新たに刃渡五・五センチメートルを所持禁止されたの対象に加えられたものだけではなく、柄か

改正の要点

// 持たれない //

飛出しナイフ・あいくち

改正

の

所持

禁止

について

飛出しナイフ、刃渡

五・五センチメートル

以下

のものを除きその

所持が禁止されました。

所持

禁止

されています。

所持